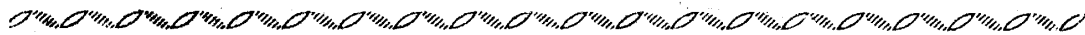


中小企業の構造改善政策と「協業化」



—— 地方特産工業における「協業化」のあり方 ——

庄谷 邦幸

1. 中小企業の構造改善政策における「協業化」
2. 織布業における構造改善と丹後機業における共同事業
3. 蒲入織物共同作業場における「協業化」

1.

昭和38年7月に制定された中小企業基本法はこれまでの中小企業政策史の上で1つのエポックをなすものといえよう

当時、中小企業基本法の立案にあたった中小企業振興審議会総合部会および産業構造審議会中小企業部会の討議内容や、それと平行して原案作成にあたった中小企業庁中小企業基本政策審議室の作成した「中小企業基本法案に関する検討メモ」は注目すべき主張を行なっている。

「① 中小基本法は産業構造政策の一環として、またその1つの大きな支柱を形成するものとして検討する必要がある。② 経済政策の対象とすべき分野と社会政策的配慮を加味すべき分野とを明らかにすること」をうたい、また「近代化を効率的に促進するため、経営規模の適正化を図ろうとする中小企業者に対しては助成の措置を講ずるとともに、設備、技術、経営等の諸般にわたる施策を拡充する必要があり」、「過当競争を防止するため組織制度の弾力的活用を図るとともに、協業化を促進し経営規模適正化の一助たらしめるよう」努力したいとしている。

以上のような方向づけにもとづいて中小基本法が制定、公布され、この基本法を具体化したものとして業種別近代化政策が実行に移された。

それ以来、ちょうど5年を経過した今日、業種別近代化政策の総点検が行なわれている。昭和43年7月19日、中小企業政策審議会企画小委員会は「今後の中小企業政策のあり方について（中間報告）」を発表し、「経済環境の変化に応じ、中小企業政策も再検討しなければならない。」として、これまでの「近代化」政策よりも、より大胆な「構造改善」政策を打ち出している。すなわち、「中小企業政策の基本的方向は、経済合理性のさし示す方向に沿って、中小企業の振興を図り。」中小企業者の自助努力をひき出すことが必要である」としている。

以上のような方向で施策を講ずる場合に配慮すべき点として、「協業化」、販売力、転換の3点をあげている。とくに「協業化」について、それを引用すると、「中小企業が高い適応力をもつには、個々の企業ではできず、複数企業の協業化（共同化、グループ化等を含む）が有効な場合が多い。

しかし協業化は手段であって、目的ではない。協業化の目的は、個々の企業ではできないもの — それは、単に生産面だけでなく、販売、技術、調査等々、各面にある — を複数企業が協業して適正規模（最も効果的に機能を発揮できるような規模）になることによって達成しようとするものである。」と。

組織制度比較表

	協業組合	事業協同組合	企業組合	会社(カッコ内は) 有限会社
性 格	①営利・公益の中 間的法人 ②人的物的結合体	①営利・公益の中 間的法人 ②人的結合体	①営利・公益の中 間的法人 ②人的結合体	①営利法人 ②物的結合体 (有人的物的 結合体)
目 的	生産性の向上	相互扶助	相互扶助	利益追求
構成員上の 基本的関係	事業の統合(協業)	利 用	従 事	出資のほか無関係
事 業	①協業対象事業 ②関連事業	組合員の事業に関 する共同施設	無制限	無制限
加入資格 (大企業)	事業者 (4分の1まで)	事業者 全体が小規模な ら制限はない	個人 個人であれば 制限はない	無制限
議 決 権	①原則は平等 ②定款で人頭割り と出資割りの併 用も可	1人1票	1人1票	出資別 (有定款で別段の 定めも可)
加 入	総会の承認	自 由	自 由	増資割当
任意脱退 法定脱退	譲渡によるほかな し (但し拒否の時) 払戻 死亡・解散・除名 など	自 由 死亡・解散・資格 の喪失・除名など	自 由 死亡・資格の喪失 除名など	譲渡によるほかな し な し
持分の譲渡性	承 諾	承 諾	承 諾	原則自由
出資制限 (大企業合計)	(50%未満) 50%未満	25%以下 (無制限)	25%以下 (無制限)	無制限 (無制限)
設立 发起人 認可	4人以上 必要	4人以上 必要	4人以上 必要	7人以上 (有2人以上) 不 要
員外役員	原則として13以下	13以下	禁 止	無制限
責 任 出資責任	(引受)出資額を 限度 ①1口以上 ②分割払込可	(引受)出資額を 限度 ①1口以上 ②分割払込可	(引受)出資額を 限度 ①1口以上 ②分割払込可	払込済出資額を 限度 ①1株(口)以上 ②1括払込
員外利用制限	無制限	20%以下	無制限	無制限
従事に関する義務	なし	なし	①従事比率(2/3) ②組合員比率(1/2)	なし
競業禁止	組合員全員にあり	役員のみにより	組合員全員にあり	役員のみにより
配当方法	①定款で自由 ②出資配当無制限	①利用分量配当 ②出資配当は年1 割を限度	①従事分量配当 ②出資配当は年 1割を限度	出資配当 (有定款で別段の 定めも可)

注 商工組合中央金庫「協業化の現状と諸問題」 25 ページ

以上のように、中小企業政策の中で、特に行政レベルで、「協業化」という言葉が使われる場合は特殊な意味が付与されている。通常、経済原論や経済史で使われる「協業化」の概念に比べると特殊な用法である。すなわち商工行政の中で使われる「協業化」は「協業化」一般ではなく資本の集中化の一手段としての「協業化」である。この点に関しては、農業基本法、農業構造改善政策の中での「協業化」の用法とほぼ同じである。

したがって「協業化」は手段であって目的ではない」ことが強調され、協業化のための組織づくり（またはその結果できる組織）は過渡的性格をもつものといえよう。

事業協同組合とは異った性格をもつ協業組合の出現の今日的意味は多義的であるが、1つの重要な点は次のような点である。

これまでの事業協同組合のもっていた二元性 — 平等原則と収益性の原則 — のうち、前者が後退し、後者が前面に出たものといえる。あるいは前者（平等原則）を否定し、後者（収益性原則）をのみを強調した1つの事業体とも解釈できる。事業協同組合では、組合員の事業主体が強調されるのに対し、協業組合では新しい組織の「事業体」としての機能が重視されるのである。（協業組合の位置づけについては別に論じる必要がある）

一般的にいて、小生産者が共同化する場合、規模拡大のために、すなわち共同化を上向的発展の契機にする場合が多いとは限らない。没落寸前の小生産者が結束し、自己防衛的に組織化される場合も少なくない。本稿では零細な小生産者の共同化事例をとりあげ、そこに内包する問題点を指摘したい。

2. 織布業における「構造改善」と丹後機業における共同事業

ここで取り上げようとする丹後機業は昭和44年度から「構造改善」事業計画を実施しようとして、立案中の産地である。

織布業に対する構造改善政策は紡績業（大企業に集中している）を含む繊維産業の構造改善政策＝産業政策の一環でもあるが、中小企業対策のモデルケースとしての意義もになわされている。ここでは繊維産業、織布業の構造改善について詳細な説明をする余裕はないが、その概略をいうと、スクラップ・アンド・ビルド政策を遂行するため、産地組合が中心になって、近代化に必要な織機やその他の設備を一括して購入して適正規模に達した組合員にリースする方式であり、それを利用して「設備近代化と企業集約化を誘導する」ことを目的にしている。したがって政策目標の1つとして「独立企業数、企業グループ数の合計を現在の半分程度に減少させる」ことになっている。しかし小生産、とくに零細な家内労働者層は、このような独立企業数の減少を含む構造改善政策には懐疑的ないし批判

的である。その社会的、経済的背景をさぐってみたい。具体的には京都府丹後地方全体に分布している7,000余の事業所を含む丹後織物工業組合の事例を取り上げる。

今日の問題に入る前にこの組合の“共同化”の前史についてふれねばならない。

この組合は“共同化”については40年の歴史をもっている。すなわち、昭和3年から組合員の製品の精練と検査事業を行ない、丹後ちりめんの信用の向上と業界の安定発展のため努力してきている。それ以前はちりめんの仕上工程である精練はすべて京都で行なわれ、丹後地方からは織布業者から生ちりめんのまま京都市場に送られていた。しかし半製品である生ちりめんの商品価値は極めて低く、京都の間屋から買ったたかれ、間屋に隷属せざるをえなかった。このような状態から脱出するため、地元で精練をやりたいというのは丹後の機業者にとっては昔からの念願であり、京都の間屋からの自立化の斗いの後、はじめて「国練り」が実現したといわれる。しかし、厳密に言えば、精練が地元で行なわれたからといって産地として完全に自立化しているかということ、答は否である。

第2次大戦後しかも最近10年年に急増した先染織物の場合は、デザイン——紋紙は京都の織元の指示通り製織され、後染織物についても、製品の染色が京都で行なわれている以上、完全自立とはいえない状況である。さらに産地の自立化にとって無視しえぬ要因は、原糸面からの規制である。生糸の製糸メーカー——総合商社の系列化、化合織糸の比重増大による化合織メーカーの系列化が強まれば産地としての自立化はますます困難になるかもしれない。

以上のように、産地としての自立化が困難になりつつある状況下において、産地の内部での組織化、共同化が困難な条件が存在する。それは今日まで続けられつつある生産調整に典型的に象徴されている。すなわち生産調整をめぐる階層間の対立に集中的に表現されているといつてよい。そもそも織布業の構造改善もこれまでの生産調整では解決しなかった問題をよりドラスチックな形でおし進めようとするものである。

現在、丹後機業で行なわれている生産調整（後練りを中心とする）は絹人絹織物生産調整規則（不況カルテル）にもとづくものであるが、その方法に①設備制限、②生産数量制限があり、これに加えて織機の産地間移動制限がある。また「自主規制」として（室町間屋との調整＝指示によるところが大きいのだが）の休機がある。これを補完する規制として労働時間制限（家内労働については午前7時から午後7時までの12時間労働）がある。

このような幾重にもなった生産調整が行なわれながらも西陣からの出機の増加と新規

開業者が農家の自営兼業化という形で続くかぎり、需給のアンバランスは解決できなかつた（農家の兼業化織布業への「参入」問題は別稿で論じたい）。

この生産調整をめぐる階層間の対立というのは、単純化していうと、大規模層と零細層の対立であり、丹後機業の言葉でいうと手張業者と賃機との対立である。しかし大規模層でも、織物工業組合の役員をしたり、組合に影響力をもつ層は生産調整に推進派であるが、出機（賃機）を多くもつ親機は時間短縮等には消極的である。また買継商は「織りさえすればよい」という姿勢である。他方、賃機（＝家内労働者）は、現行の低加工賃水準の下では生産調整に反対という意見が強い。例えば、労働時間規制は加工賃水準を一定にすれば、手取り収入の減少となるからである。

したがって「事実上の」賃労働者である賃機が工業組合の中に入っていること自体が、一種の矛盾として今日の時点で問われている。だからといって、「親機のみで組合づくりをやる」という単純な組合改組論や組合純化論では事態の解決にはならない。

3. 蒲入織物共同作業場における「協業化」

大世帯の丹後織物工業組合はその内部にいろいろな構成部分をもつ。その中で共同化事例を探ってみよう。構造改善に関連して、丹後織物工業組合自身が「協業化」事例を調査したが、そこでは6事例があがっている。まずこの6事例に共通する面をとりあげよう。丹後機業を地域区分した場合、機業先進地と後発地に大別できるが、共同化の事例は後発機業地ばかりである。また製織品種は後染ではなく西陣の下請生産である先染である。さらにそれらは農村部よりも、漁業と関連した村落に多い。そこで、その代表的事例として与謝郡伊根町蒲入共同作業場の場合を取り上げよう。蒲入（かまにゅう）という部落は伊根町の中では漁村の1つであり、収入面からいうと半農半漁村ともいえよう。世帯数70戸の中65%が漁業協同組合に加入し、以前から漁業の共同経営として注目をあびていた漁協であった。しかし近年漁業が不振になるにともない、この部落は重大な決意をせまられた。昭和40年6月、漁協の総会で機業導入を決定し漁協が主体となって共同工場建設方針がきまったのである。

その過程をもう少し詳しく述べよう。農業、漁業以外の副業を導入しなければ生活が維持できず、何かしなければ自滅するという危機意識の中で、昭和37年1月の漁協総会において、副業導入が討議され、まず産業開発委員会を設けて調査活動を開発した。昭和38～39年に漁業地を参考にするべく視察、調査が行なわれたが、丹後ではやはり機業以外にはないという結論になった。蒲入は立地条件は悪く、土地も狭いので個々で工場を建て、設

備を入れることは困難であること、共同工場を建てれば資金借入れが容易であろうという判断で最初から集団化が構想された。昭和40年9月に集団工場の工事がはじまり、従事者25名、織機50台を当初計画としたが、希望者は28名となり、56台を据つけることになった。資金の導入は親組合である漁業組合が信漁連から借入れ、あるいは余裕金でまかない、建物をたて、この建物を漁業組合が28名に貸すという形をとった。織機は小中の両四丁 狩織機にして1人2台を担当し、織機導入資金については銀行利息よりも安い年5分の利息で1台最高40万円を組合が貸すことになり、全員自己資金零80万円の借入れて創業することになった。

創業資金としては

土地整地費	1.686m ²	1.900千円
建物	1.084m ²	11.000千円
計		12.900千円

個人の開業資金としては

織機	1台	290千円
ジャガード	900D 1台	60 "
ファイラー		25 "
管巻機	4スイ	25 "
計		400千円

その他繰返機は15窓4台を共同購入している。その他、全体の管理のため従業員2名を雇い、その費用は共通の経費とした。個人の設備資金80万円は月々1万5000円を漁業組合に積立て返済方式とし、漁業組合→信漁連へ返済することになった。

取引形態についてみると、最初は岩滝町のS氏を仲介人として京都のR織物と交渉し、全員がその質機になった。集団工場ではあるが、個人として織機をもち、独立した「自営業者」としてR織物を取引する形態になった。また加工賃は漁業組合へ一括納金され、各個人あての口座に記入されることになった。

しかし、買継商を経由しての京都R織物との取引は種々の矛盾を生んだ。契約時における有利な条件(集団工場の運営費として京都R織物は1反につき40円を支給する)は一方的に打切られ、さらに、集配料は契約時になかったが、1反につき20円とられることになった。そこで買継商の中間マージンが生産者の間で問題になりだした。生産者側からは京都のR織物へ取引条件の改善要望が出されたが、織元は買継商との関係もあり受入れなかった。そこで共同作業場の側は、よりよい条件の織元へ変わる決意をした。そして昭和42

年9月から京都B社と直接取引することになった。生産者側による織元の「逆選択」が実現したことにより、どれだけ取引・生産の条件がよくなっただろう。共同工場の運営費も一反60円支払われることになり、集配料もなくなった（S社の専用車が直接、工場へ集配にくる）。また〈R織物一貫継商〉の場合は、技術指導も立地条件の悪さを理由になかなか来てくれなかったが、B社の場合は費用会社持ちで技術員が常駐するようになった。さらにまた〈R織物一貫継商〉の場合は品種が20数種であったが、S社になってからは8種類ぐらいになり、品質の均一化がしやすくなった。また、経待ち、緯待ちなど「糸待ち」がなくなり安定操業が可能になった。

以上のような取引条件・労働条件の改善は共同作業場が織元を逆選択したことの成果である。現段階では、同じ屋根の下で工場制形態をとりながら、個人個人が織機を所有し取引もS社と個々に行なわれるという経営形態をとっている。すなわち、個人経営の機業が1軒1軒織機2台を持ち寄って、共同工場へ入ったともいえる。しかし原材料を支給され、指図通りに製織し、加工賃だけを受け取る人々を「個人経営」とはいえない。しかし生産手段である織機を所有し、製織時間は自由で拘束されないという面からみると完全な「賃労働者」でもない。このように矛盾した存在である自営業者兼家内労働者を「共同工場」へ包摂することにより、これまでの家内労働者がもっていた社会的諸矛盾が顕在化したことは事実であり、その点も共同化のメリットといえる。例えば、労働時間については自営業者ならば12時間、労基法適用工場の雇用者なら8時間であるが、この共同作業場は工場制形態をとることにより労基法適用が問題になった。しかし現在のところ経営形態は「自営業者」なので適用工場ではないことになっている。さらに労働災害をとってみよう。一軒一軒の家の内で製織が行なわれている時も労働災害は起きていたのだがこれまでは顕在化しない場合が多かった。ところが、共同工場へ入ることによりそれが顕在化した。これらの問題は近く国会へ上程される家内労働法の制定によって問題がはっきりするであろう。

そこで、蒲入共同作業場における共同化のメリットを要約しておこう。共同化によって①取引条件の改善—親機の逆選択による—の力になった。②労働条件の均等化に役立った。（操業時間延長等による過当競争の防止にもなった）しかし、労働条件の向上は今後の課題である。③住居と工場の分離による種々の物理的・社会的障害が減少した。④家内労働者のもつ矛盾—二面性—を顕在化させた。

このように取引先をR織物からS社への移行させたことは、他面から見ればより大きな資本であるS社の出機としてS社の直接支配を受けるようになったとも解釈できるが、そのことによって労働条件が改善されれば「共同化」のメリットと評価してよいと思う。

しかし、今後に残された課題は共同工場の中にある「家内労働者」のもつ諸矛盾を機業主
婦たちが自覚的に解決していくことである。そのことによって蒲入共同作業場は丹後機業
の中において、特殊例外的存在から賃機の「共同化」のモデル、あるいは、下からの自立
的共同化のモデルになりうるであろう。